

手話通訳をめざす皆さんへ

兵藤 毅

**NPO法人世田谷区聴覚障害者協会
世田谷区手話通訳等派遣センター**

自己紹介

◆講師のプロフィール

兵藤毅（ひょうどうたけし）

- ・ 東京都世田谷区生まれ。先天性難聴。
- ・ 教育、仕事、活動

◆今日の流れ

- ① 世田谷区のきこえない人・きこえにくい人
- ② NPO法人世田谷区聴覚障害者協会
- ③ 世田谷区のきこえない人に関わるネットワーク
- ④ 世田谷区の手話通訳制度
- ⑤ 世田谷区の福祉施策
- ⑥ 東京都の福祉施策
- ⑦ 国の福祉施策
- ⑧ そしてこれから

1. 世田谷区のきこえない人

部位による障害分類

■ 身体障害（身体障害者福祉法対象）

聴覚障害・平衡機能障害・視覚障害・音声・言語障害（そしゃく障害を含む）・肢体不自由・心臓・腎臓・呼吸器・免疫等の内部障害

■ 知的障害（知的障害者福祉法対象）

福祉施策の対象者としての知的障害者について定義する法令は存在するが、個々の法令の定義はまちまち。知的障害があると認定されると療育手帳が交付される。自治体によって、「愛の手帳」や「緑の手帳」などの名称がある。

■ 精神障害（精神保健福祉法対象）

統合失調症／精神作用物質による急性中毒又はその依存症／知的障害／精神病質その他の精神疾患



障害者の数

総数 1153万人

身体障害者 約423万人

知的障害者 約127万人

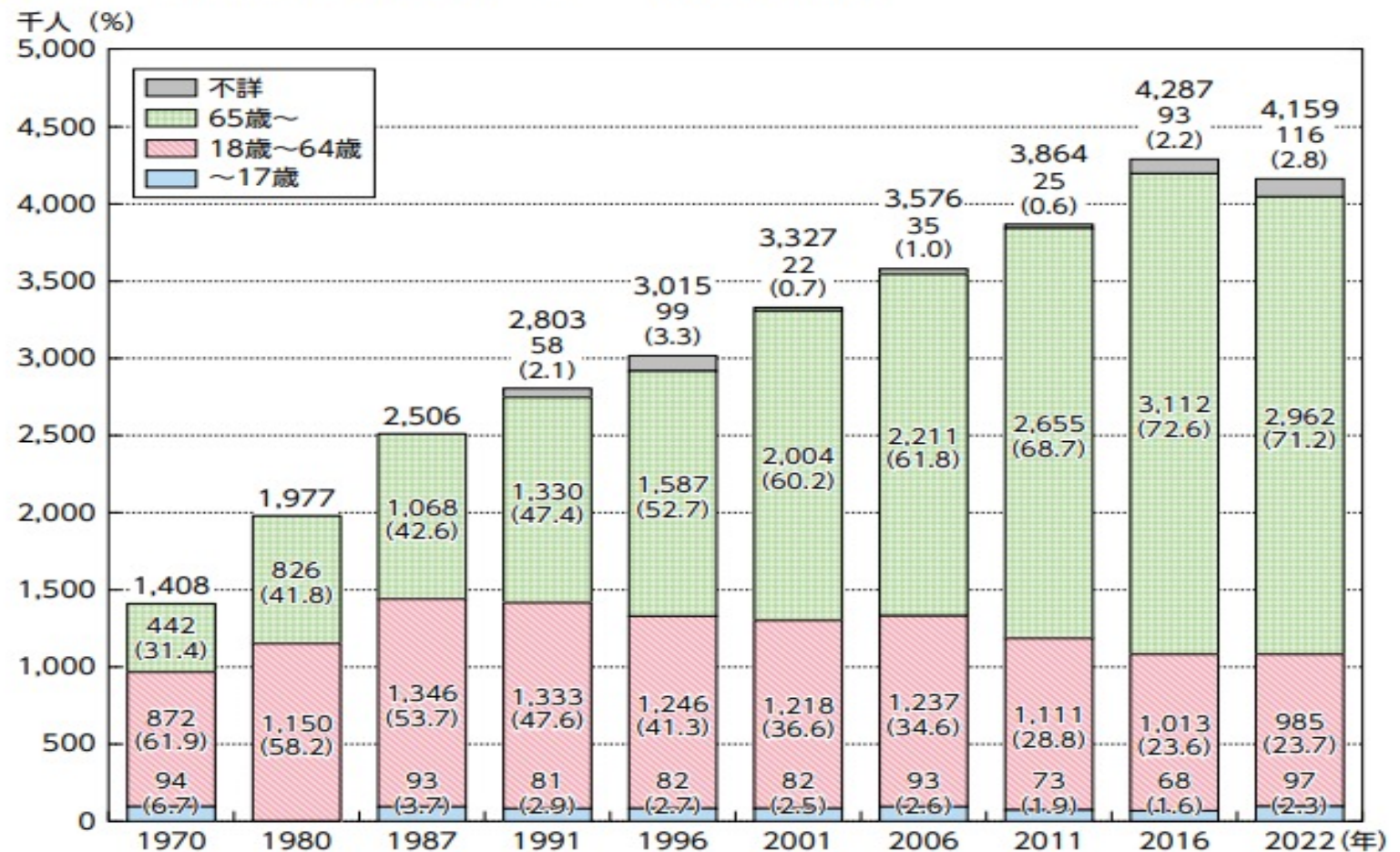
精神障害者 約603万人

(2022年10月 人口推計より)

身体障害者の数

(2025年6月 障害者白書より)

図表2 年齢階層別障害者数の推移（身体障害児・者（在宅））



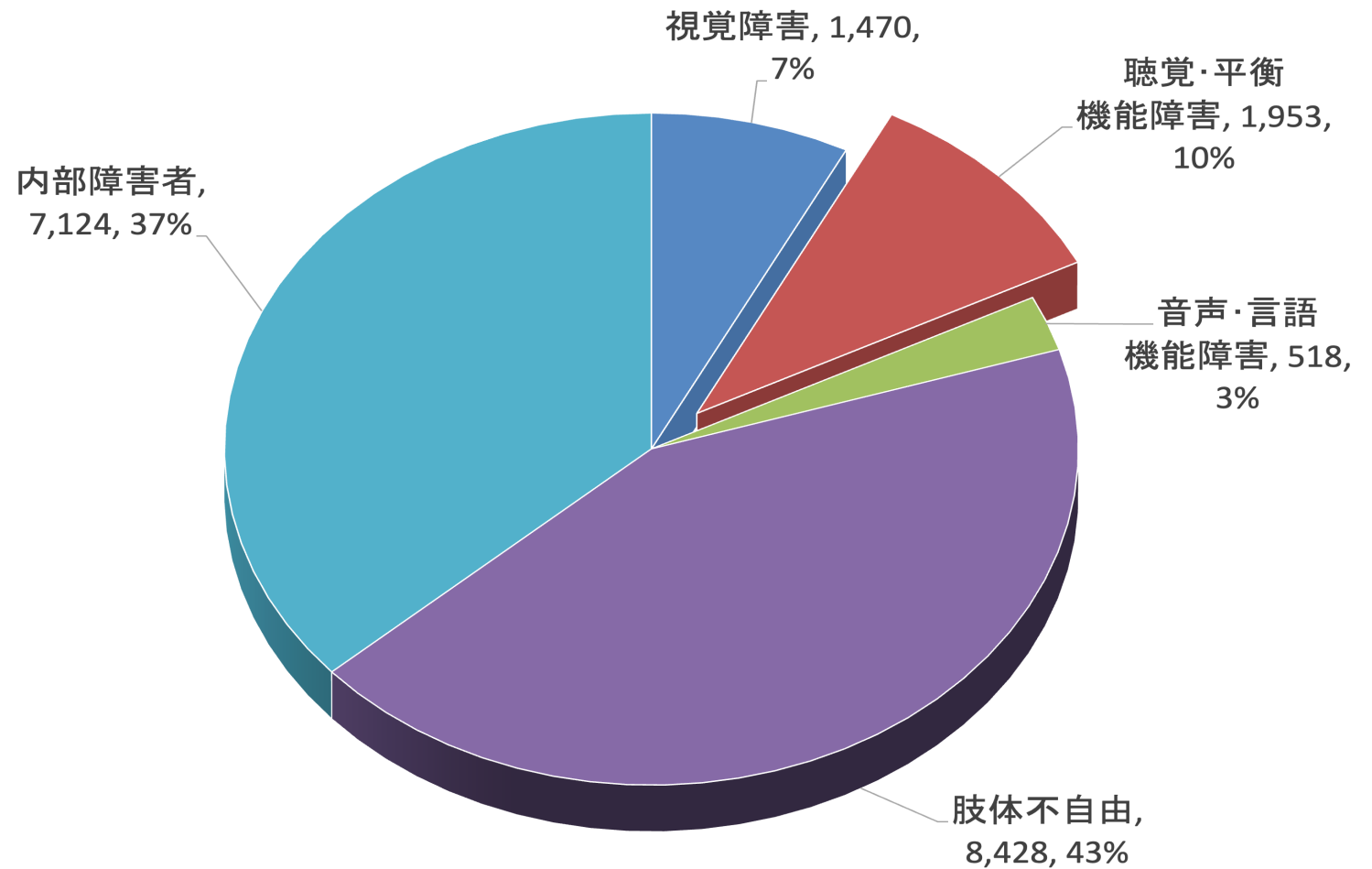
注1：1980年は身体障害児（0～17歳）に係る調査を行っていない。

注2：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（～2006年）、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（2011・2016・2022年）

区内聴覚障害者の数

世田谷区統計データ(2025年)より



世田谷区の状況

身体障害者手帳所持者数

(単位＝人)

各年4月1日

年次	総数	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害者
2021(令和3)年	18,815	1,418	1,900	512	9,115	6,887
2022(令和4)年	18,516	1,399	1,878	509	8,891	6,851
2023(令和5)年	18,362	1,441	1,883	509	8,652	6,864
2024(令和6)年	18,357	1,448	1,922	499	8,517	6,956
2025(令和7)年	18,497	1,470	1,953	518	8,428	7,124

資料：「世田谷区統計データ」より

2. NPO法人 世田谷区聴覚障害者協会

NPO法人 世田谷区聴覚障害者協会

1954(昭和29年)に創立して以来、72年活動している。

世田谷区に居住する聴覚障害者の地位、福祉、文化の向上をめざし、聴覚障害問題の解決と関係者・区民の連帯交流に関する様々な活動をすすめている。

- ◎ 会員数180名
- ◎ 2000年にNPO法人格取得
- ◎ 事業所は3箇所

NPO法人世田谷区聴覚障害者協会 事務所



世田谷区宮坂 3-12-4
ドム経堂 206

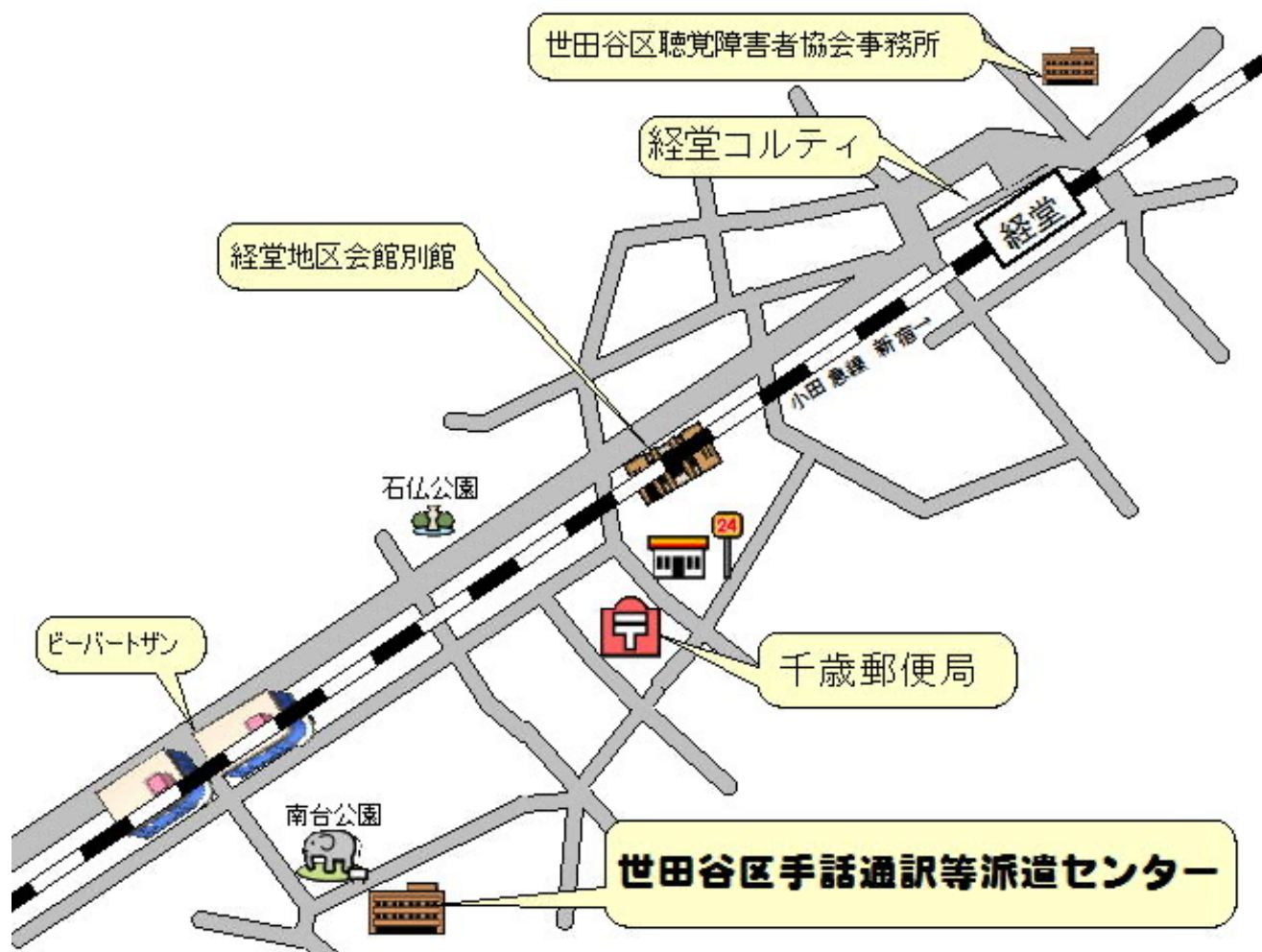
小田急線経堂（きょうどう）駅（快速急行以外の全優等列車停車駅）

小田急線経堂駅北口から「すずらん通り」に入る。すぐ右手に見える茶色の煉瓦タイルマンションの床屋の脇にある階段を上がって2階の奥に行ったところ。

NPO法人世田谷区聴覚障害者協会事務所



世田谷区手話通訳等派遣センター



世田谷区経堂5-33-13-104

小田急線経堂（きょうどう）駅（快速急行以外の全優等列車停車駅）

小田急線経堂駅北口からコルティを抜けて西に進む。ホームセンター「ビーバートザン」で左折、公園でまた左折した先のマンション。

世田谷区手話通訳等派遣センター



2005年、派遣事業所を開設。

2017年、手話通訳等派遣センター移転。

3つ目の事業所→さぎそうハウス

世田谷区北烏山 8-6-12

障害者グループホーム

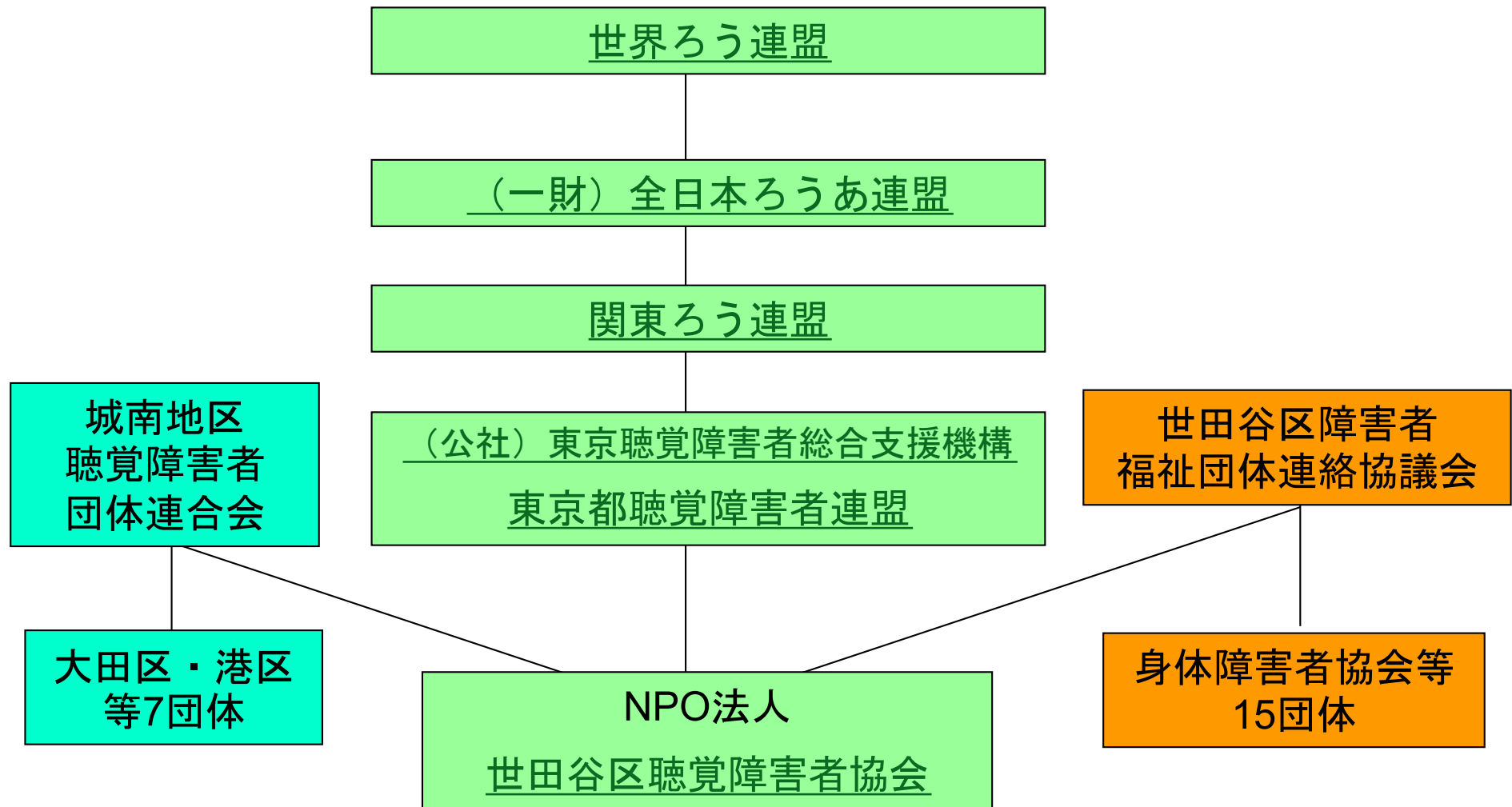
- ・定員 7 名
- ・聞こえない人が暮らしやすい
設備・サポート



3. 世田谷区のきこえない人 に関わるネットワーク

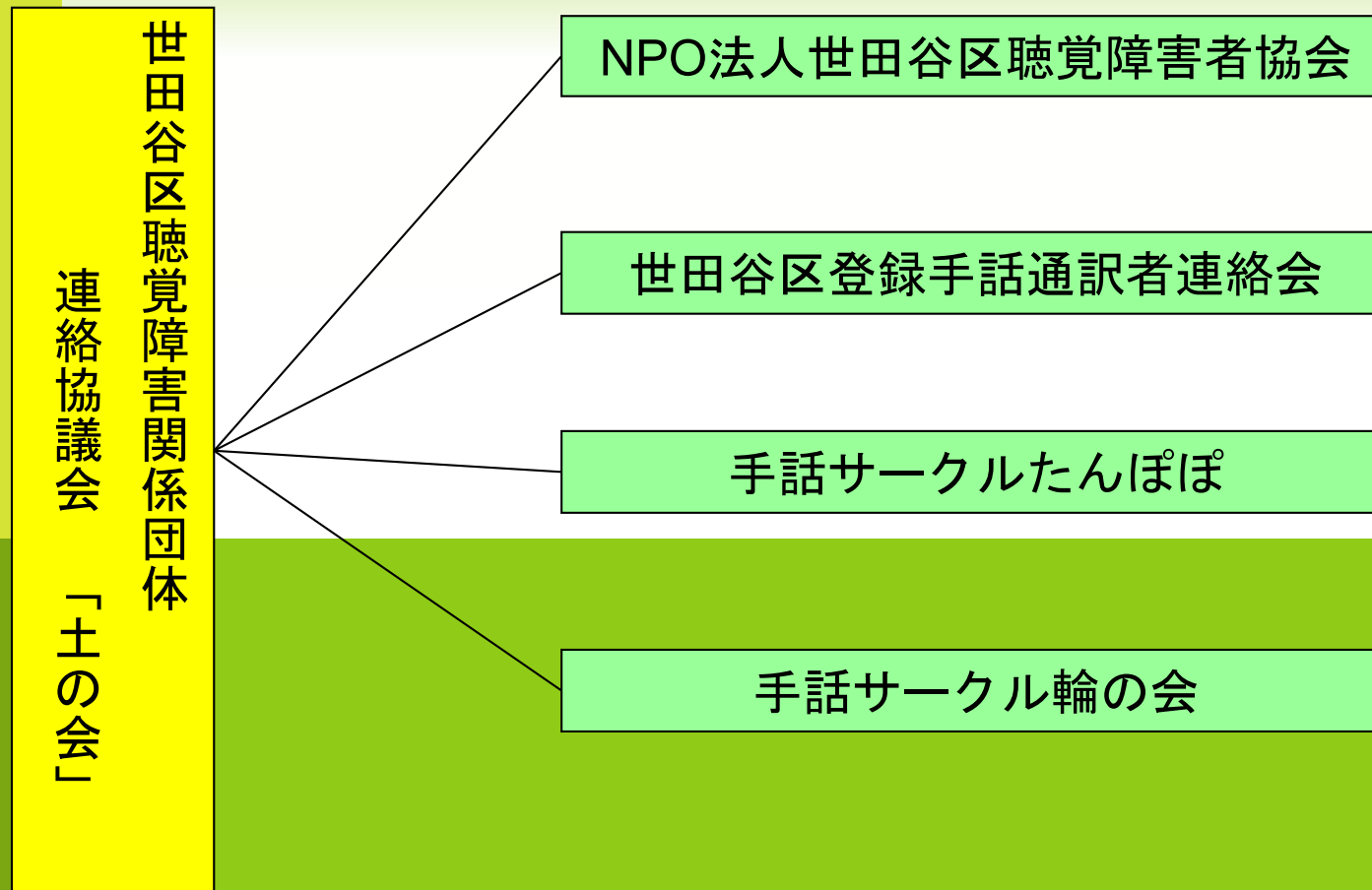
せたがや 外部団体ネットワーク

上部組織



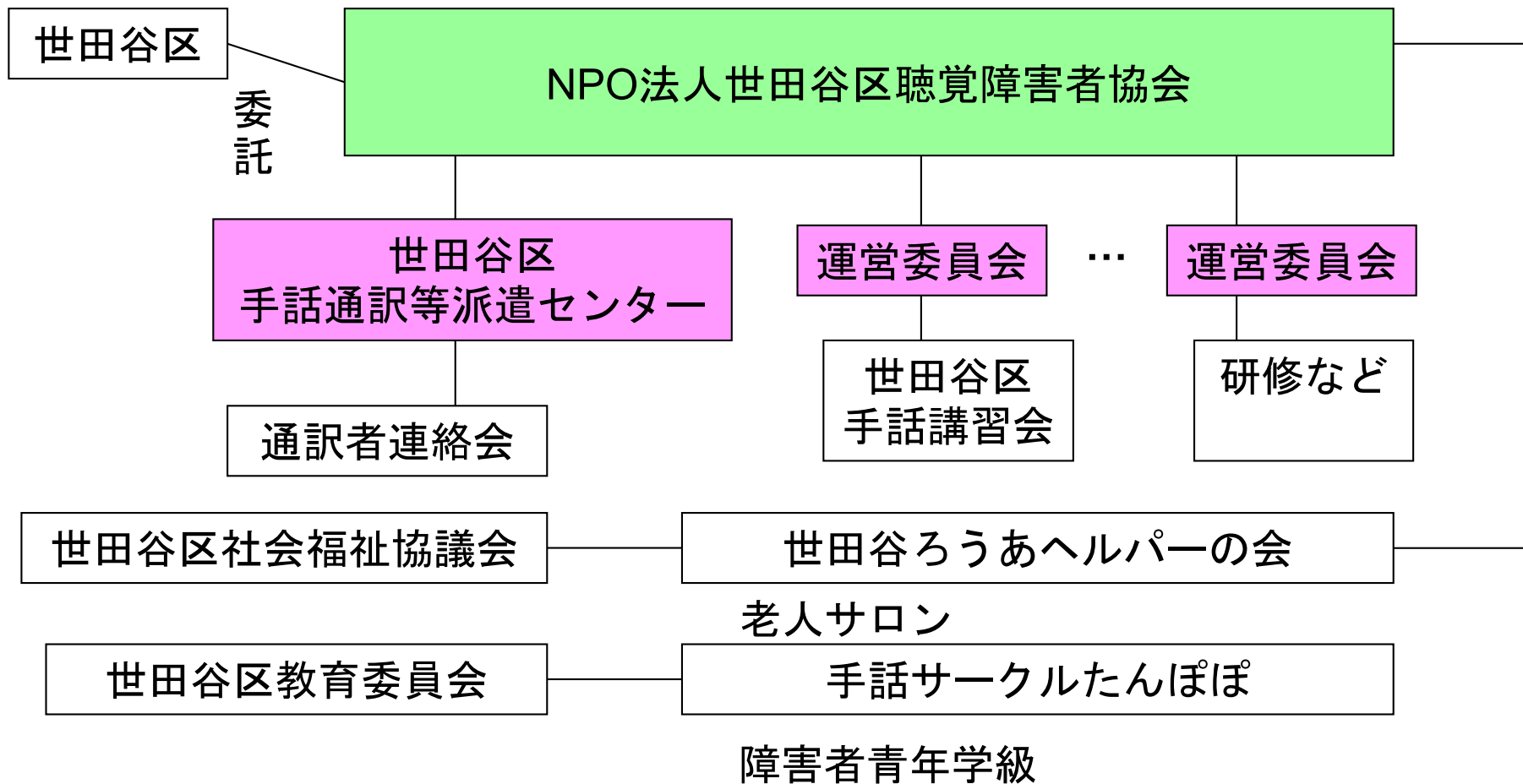
せたがや 区内団体ネットワーク

基本的に対等な関係



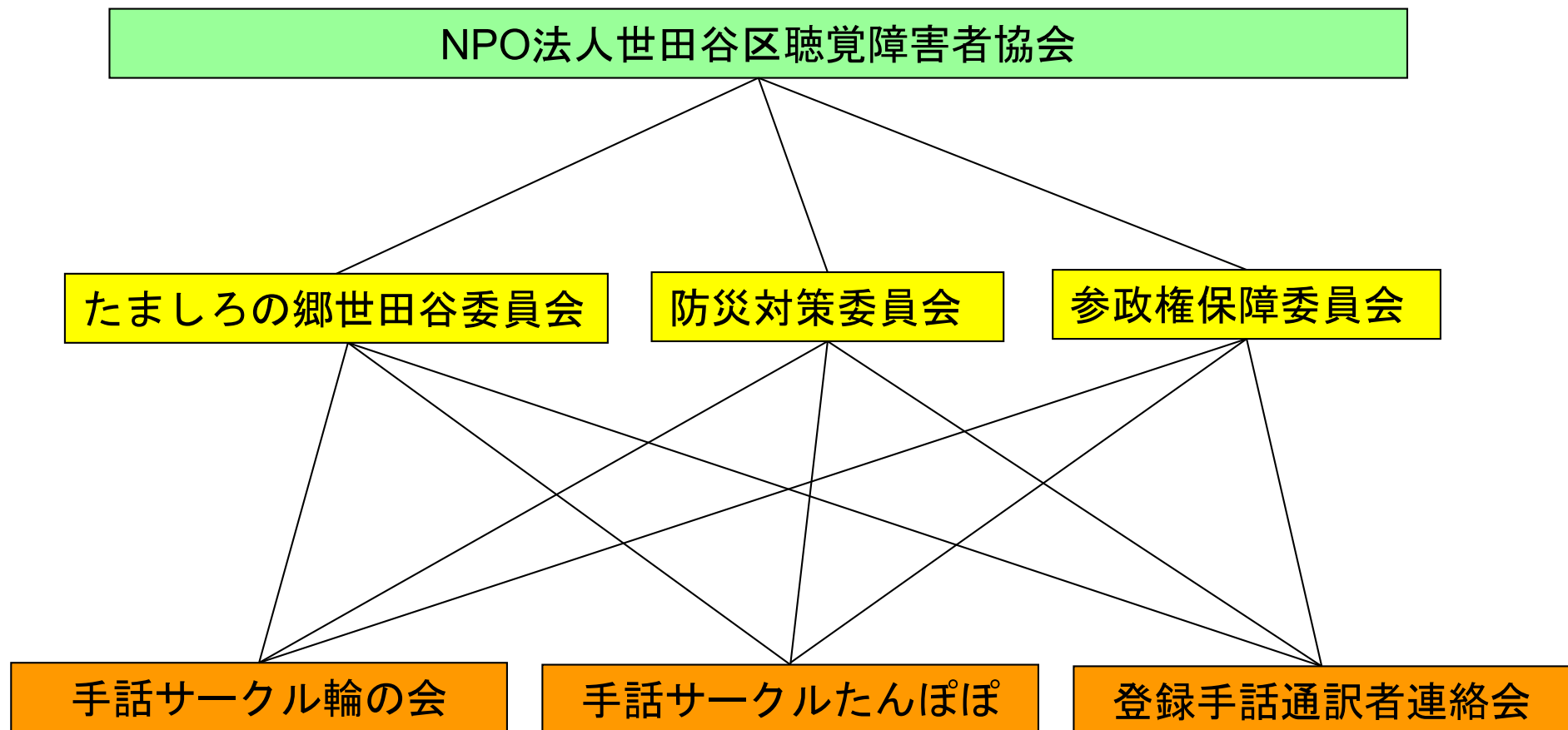
せたがや 事業ネットワーク

受託は原則NPO法人に一本化

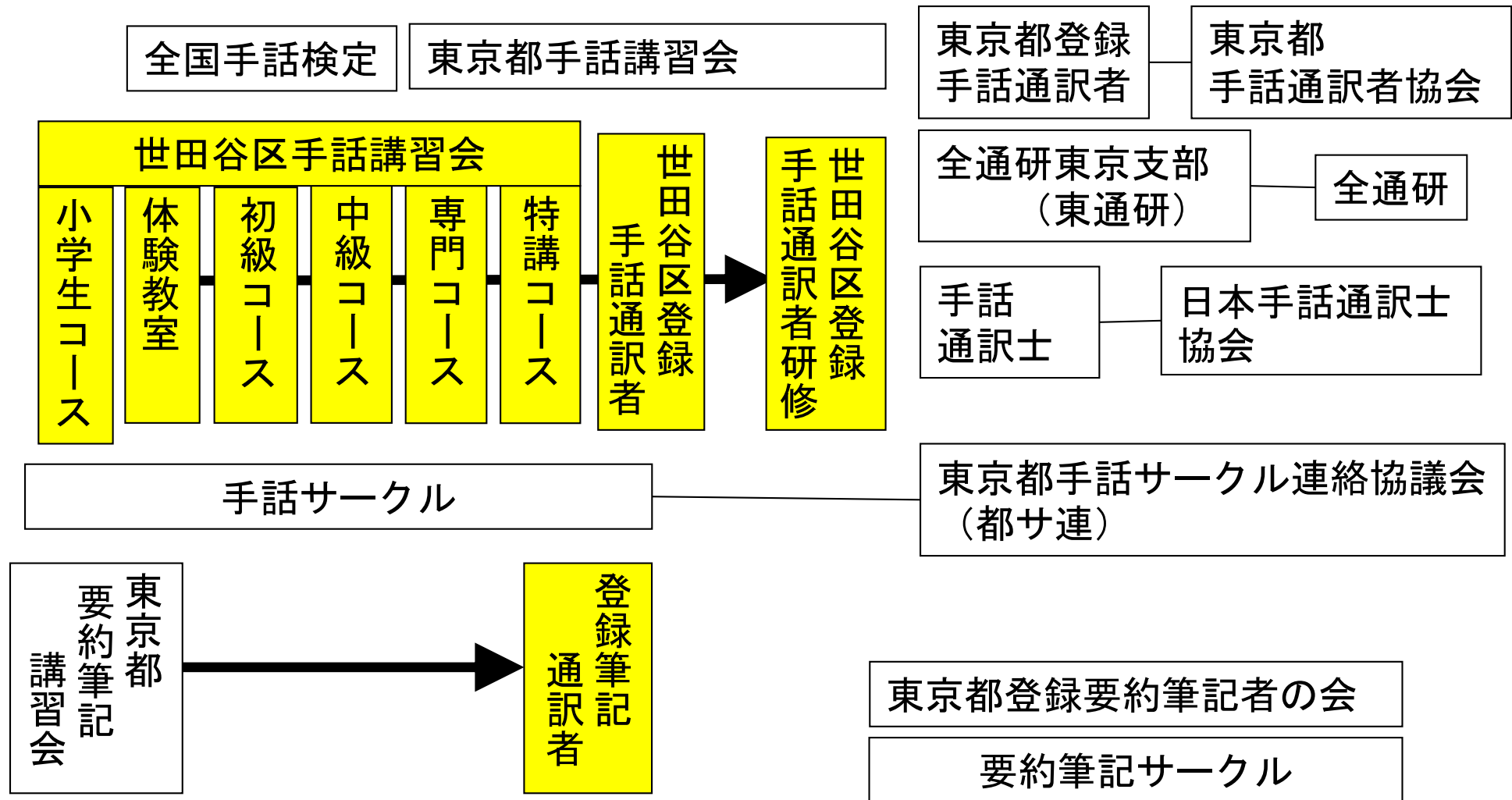


せたがや 運動ネットワーク

協会が核となり、各団体から委員を派遣



せたがや 情報保障者養成ネットワーク



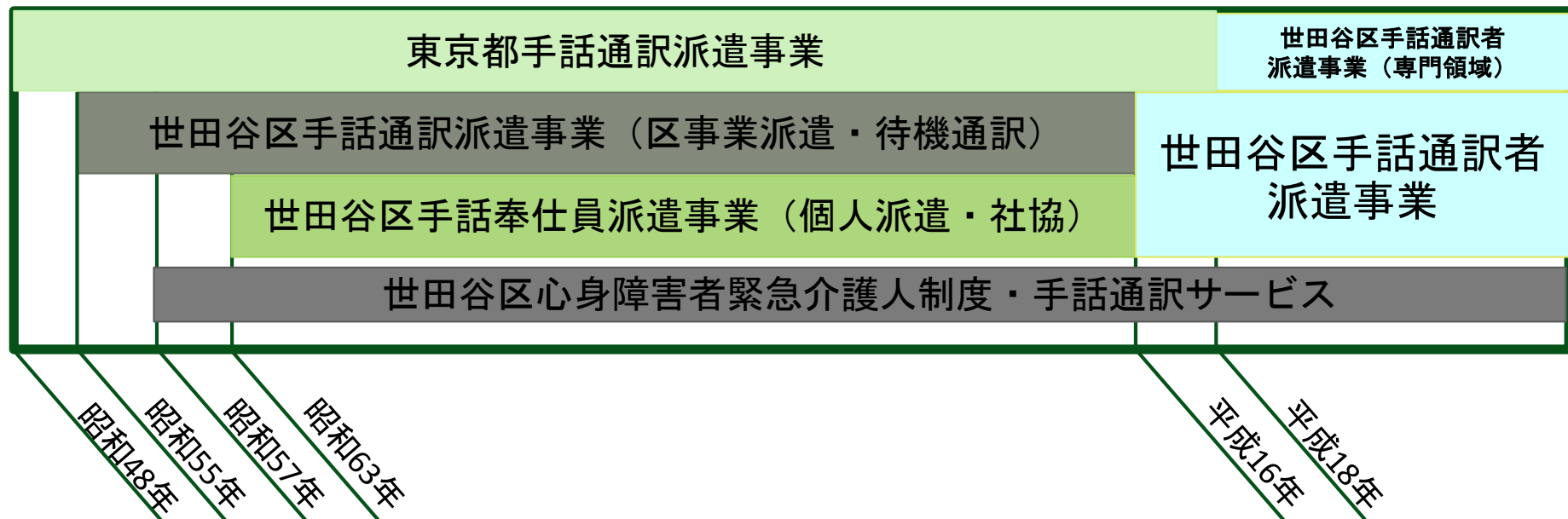
4. 世田谷区の手話通訳制度

手話通訳の体系

- ◎ 手話通訳の養成 手話講習会
- ◎ 手話通訳の認定 手話通訳者選考試験
- ◎ 手話通訳の設置 区役所待機通訳
- ◎ 手話通訳の派遣 区・都派遣
- ◎ 手話通訳の研修 現任研修・新人研修
- ◎ 手話通訳の健康 頸肩腕検診
- ◎ 手話通訳のコーディネート、
運営会議など 派遣センター運営

世田谷区の手話通訳制度

昭和48年7月	東京都手話通訳派遣事業開始	平成2年	世田谷区より手話通訳士7人誕生。 以降合格者続々。
昭和51年10月	世田谷区手話講習会開始	平成7年	世田谷区登録手話通訳者が 終身資格から更新制へ
昭和55年4月	世田谷区手話通訳派遣事業開始 (区事業の派遣だけ)	平成16年4月	奉仕員派遣と通訳派遣を一本化 手話通訳等派遣センターを開設
昭和56年3月	専門(上級)コース初の卒業生	平成18年4月	障害者自立支援法施行に伴い、 都の派遣予算ゼロ化。
昭和57年4月	緊急介護制度を活用し、個人へ の手話通訳派遣開始 登録手話通訳者連絡会発足	平成25年4月	障害者総合支援法施行に伴い、東京都 の派遣事業が復活。「専門性の高い意 思疎通支援を行う者の派遣」
昭和63年10月	手話奉仕員派遣制度発足 登録試験実施		



世田谷区手話通訳等派遣センター

- ◎ NPO法人世田谷区聴覚障害者協会が世田谷区より手話通訳派遣事業を受託
- ◎ 派遣事業は協会会員とは関係なく全ての聴覚障害者のためにサービスしなければならない。
- ◎ 協会と登録手話通訳者連絡会から委員を出し、手話通訳等派遣センターを設置。
- ◎ 協会がコーディネーターとして職員を3名雇用。（手話通訳士・両者の心情を把握できるもの）事務職員1名雇用。

手話通訳派遣形態は4種

- ◎ 個人派遣 個人からの依頼に派遣
- ◎ 団体派遣 団体からの依頼に派遣
個人派遣と同様の報償金
- ◎ 区事業派遣 行政からの依頼に派遣
- ◎ 制度外派遣 区外・会社等の依頼に派遣
一般・公的団体・個人の
3ランクで個別交渉

※個人派遣のうち高度・専門的なもの、人権に関わるものは東京手話通訳等派遣センターにつなぐ

2025年度派遣状況・1

◇登録者数◇

地区	手話通訳登録者数			利用者登録者数		
	男	女	計	男	女	計
世田谷	0	29	29	19	15	34
北沢	0	13	13	9	11	20
烏山	1	7	8	10	21	31
砧	0	17	17	10	14	24
玉川	0	12	12	8	13	21
区外	1	1	2			
計	2	79	81	56	74	130

◇年齢別登録者数◇

	手話通訳者			利用者		
	男	女	計	男	女	計
30歳未満	0	1	1	7	3	10
30歳代	0	3	3	1	4	5
40歳代	0	7	7	7	10	17
50歳代	1	26	27	11	13	24
60歳代	1	27	28	13	12	25
70歳代	0	13	13	11	22	33
80歳以上	0	2	2	6	10	16
計	2	79	81	56	74	130

◇手話通訳者登録者数状況◇

2025年度	
人数	81名

◇利用者登録者状況◇

2025年度	
人数	130名

◇等級別利用者数◇

	男	女	計
1級	6	11	17
2級	44	53	97
3級	3	5	8
4級	3	3	6
6級	0	2	2
計	56	74	130

2025年度派遣状況・2

	区分	累計件数		累計	
社会生活上の外出	公的機関	14		23	
			件		時間
	医療機関	530		731	
			件		時間
	教育機関	42		67	
			件		時間
	労働関係	6		7	
			件		時間
	上記以外の生活支援	17		23	
			件		時間
	小計	609		851	
			件		時間

※東京手話通訳等派遣センター扱い
176件

社会参加促進上の外出	地域活動	3		4	
			件		時間
	研修講座	45		98	
			件		時間
	冠婚葬祭	6		11	
			件		時間
	上記以外の社会参加	109		163	
			件		時間
	小計	163		276	
			件		時間
	個人派遣	772		1127	
			件		時間
	団体派遣	131		282	
			件		時間
	区事業派遣	147		456	
			件		時間
	小計	1050		1865	
			件		時間
	制度外派遣	95		241	
			件		時間
	総合計	1145		2106	
			件		時間

高度な専門領域派遣は都派遣へ

東京手話通訳等派遣センターは

聴覚障害者の暮らしを
サポートするさまざまな
事業を行っています。



東京手話通訳等派遣センター

手
話
通
訳

手話通訳者派遣【派遣事業】

厚生労働大臣認定資格所持の経験

要
約
筆
記

要約筆記者派遣【派遣事業】

現場経験が豊富な要約筆記者を派

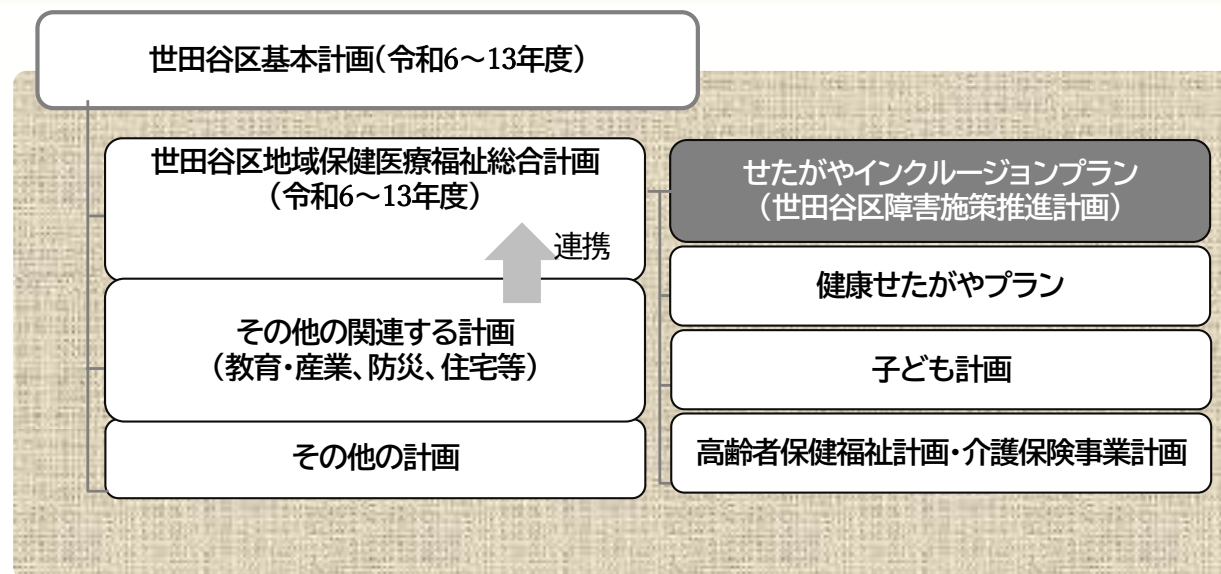
手話通訳制度の課題

「地域生活支援事業（コミュニケーション支援事業）の実施における地域間の差異に関する調査」
全日本ろうあ連盟・190自治体回答

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 手話通訳者の不足・確保 | 53.8% |
| (2) 緊急時の派遣 | 10.3% |
| (3) 手話通訳者の質・レベル向上 | 9.7% |
| (4) 手話通訳者の養成 | 7.2% |
| (5) 市外・区外派遣 | 5.5% |
| (6) 手話通訳者の高齢化 | 4.5% |
| (7) 派遣範囲・基準の設定 | 4.1% |
| (8) 手話通訳者の研修 | 3.8% |
| (9) 制度の周知・啓発 | 3.1% |
| (10) 適切な予算確保 | 3.1% |
- その他（地域格差・広域派遣・健康問題など）

5. 世田谷区の福祉施策

世田谷区の福祉関連計画体系



せたがやノーマライゼーションプラン
-世田谷区障害施策推進計画-



せたがやインクルージョンプラン
-世田谷区障害施策推進計画-

せたがやインクルージョンプラン -世田谷区障害施策推進計画- 令和6～8年

〔基本目標と該当施策〕

基本目標1 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消

(1)理解する

(2)守る

基本目標2 安心して暮らし続けることができる地域づくり

(3)つながる場をつくる

(4)連携して支援する

(5)安心できる暮らしを確保する

(6)望むライフスタイルを実現する

(7)毎日の暮らしをサポートする

(8)出かけやすい街をつくる

(9)いつでも相談できる

(10)家族を支援する

(11)サービスの質を向上する

基本目標3 参加及び活躍の場の拡大のための施策

(12)望むワークスタイルを実現する

(13)みんなで学ぶ・楽しむ・考える

基本目標4 情報コミュニケーションの推進のための施策

(14)情報取得・発信手段を確保する

ユニバーサルデザイン推進条例

- ◎ 世田谷区は2009年4月より、年齢、性別、障害、国籍、能力にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように、生活環境を構築するユニバーサルデザイン推進条例を定めた。



世田谷区多様性を認め合い男女共同 参画と多文化共生を推進する条例

だれもが暮らしやすい
多文化共生社会
をめざして



2018年4月1日施行

男女共同参画及び多文化共生を推進するための基本理念として、次の3点を掲げています。

（男女・外国人・性的マイノリティ）

- 全ての人が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる。
- 全ての人が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる。
- 全ての人が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う。

世田谷区障害理解の促進と 地域共生社会の実現をめざす条例

2023年1月1日施行

- 障害に対する理解の促進・障害を理由とする差別の解消
 - 障害に対する知識の普及・啓発
 - 障害を理由とする差別に関する専門相談窓口の充実
 - 学校等への手話講師派遣の推進
- 地域の支え合い活動の推進・生活環境の整備
 - 地域の関係機関や支援事業者、区民等の連携強化
 - 住宅や施設のバリアフリー化の推進
 - 医療的ケア児・者とその家族への支援、障害福祉施設の整備への推進
- 情報コミュニケーションの保障
 - 手話や点字等の意思疎通手段（ツール）の普及促進や支援者の養成
 - ICTを活用した意思疎通・情報伝達手段の充実
- 誰もが活躍できる場の拡大
 - 障害者（児）が行う文化芸術活動やスポーツの推進、就労支援の推進
 - 当事者が仲間として支えるピアサポーター等の活躍の推進
- 障害のある方への合理的配慮



世田谷区手話言語条例

2024年4月1日施行



令和5年第4回区議会定例会で成立した「世田谷区手話言語条例」が4月1日より施行されました。区はこれから区民の皆さんと一緒に条例の目的である「手話が言語であること」の理解促進を進め、もって手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会の実現をめざしていきます。



世田谷区手話言語条例

◆条例の基本理念

条例では、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人ひとりに、社会の一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保される地域共生社会を実現するために、手話に対する理解を促進し、及び手話を使いやすい環境の整備等を進めることにより、手話の普及を図ることを基本理念に掲げています。

◆条例による取り組み

区は、基本理念にのっとり、以下の施策等に取り組んでいきます。

- (1) 手話に対する理解を促進するための啓発活動。
- (2) 手話通訳者及びその指導者の確保並びに養成。
- (3) 災害その他の非常事態においても、手話を必要とする方が必要な情報を迅速かつ的確に取得するために必要な措置。

6. 東京都の福祉施策

(1) 主な聴覚障害者関連の 施設・施策

- ①手話通訳者の養成・派遣 東京手話通訳等派遣センター
- ②要約筆記者の養成・派遣 //
- ③聴覚障害者情報提供施設 聴力障害者情報文化センター
- ④一時的な生活訓練・生活支援

東京聴覚障害者支援センター（旧ろうあ更正寮）

- ⑤ろう重複障害者入所授産施設 たましろの郷
- ⑥福祉型障害児入所施設 アレーズ秋桜
- ⑦聴覚障害者自立支援 東京聴覚障害者総合支援機構
東京聴覚障害者支援事業所

相談支援・スクールソーシャルワーク・就労支援等
その他、通所授産施設としてトット文化館、
就労継続B型作業所としてかがやき工房がある。

(2) 東京独自の事業

- ①福祉機器貸し出し事業
- ②聴覚障害者社会教養講座（一般・高齢・女性など）
- ③手話で学ぶ文章教室
- ④読話講習会
- ⑤コミュニケーション講座
- ⑥緊急通報システム FAX・メールによる110番・119番
- ⑦相談支援事業
 - 東京聴覚障害者支援事業所
生活や仕事などの相談支援事業やスクールソーシャルワーク
 - 情報文化センター
生活相談や聞こえの相談、精神保健福祉相談や文化活動支援
 - 聴覚障害者支援センター
短期入所や就労・生活相談など

(3)東京都障害者への理解促進及び 差別解消の推進に関する条例

- 多様性とその包摂が都市としての発展の原動力であるとの認識の下、東京都は、障害及び障害者への都民の理解を深めるとともに、障害を理由とする不当な差別的取扱いをなくし、建設的な対話と合理的配慮の提供を通じた社会的障壁の除去の取組を進めていかなければならない。
- ここに、障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理念のもと、東京に暮らし、東京を訪れる全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、この条例を制定する。

→2018年10月施行。

手話は言語であることも盛り込まれる。

(4)東京都手話言語条例

1 条例の概要について

令和4年9月1日施行

目 的

手話が独自の文法を持つ一つの言語であるとの認識の下、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現に寄与する。

基本理念

手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるとの認識の下、一人一人があらゆる分野の活動に参画する機会が確保される共生社会の実現を旨として行う。

都の責務

- 手話に対する理解の促進、手話の普及
- その他の手話を使用しやすい環境の整備
- 手話を用いた都政情報の発信

都民及び事業者の役割

条例の目的及び基本理念について理解を深めるよう努める。

基本的施策

- 手話を学習する機会の確保等
- 相談支援体制の整備及び拡充
- 手話通訳者の派遣のための人材確保・養成等
- 事業者への支援 ○学校における支援
- 医療等サービスにおける環境整備
- 手話の普及啓発 ○手話に関する調査研究等
- 災害時における措置

(5) 東京都障害者 情報コミュニケーション条例

2025年7月1日施行

ご存じですか？

東京都障害者 情報コミュニケーション条例

令和7年
7月1日施行

障害の種類や程度に応じた
コミュニケーション方法の
提供についてご理解・ご配慮を
お願いします。



多様なコミュニケーション手段の例

手話



点字



コミュニケーション
ボード



絵図等の提示



条例が目指すこと

- 障害の種類や程度に応じて、必要な配慮やコミュニケーション手段が異なることについて、都民の関心と理解を深めます。
- 情報通信技術の活用も含め、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを進めていきます。

東京都は、多様なコミュニケーション手段の普及啓発などに取り組んでいきます。

情報提供方法の例

受付や窓口では

- 「じっくり聞いて」、「ゆっくり話し」、「丁寧に対応」
- 図やイラストを活用



ホームページなどでは

- 音声読み上げ機能に対応したテキストデータなどの掲載
- 問合せ先には、電話番号、メールアドレス、FAX 番号を記載



7. 国の福祉施策

従来からある様々な法律



障害者基本法

- ①社会モデルの考え
(社会的障壁)
- ②地域社会の共生
- ③意思疎通（コミュニケーション）手段の選択の機会確保（言語に手話が含まれる）
- ④差別の禁止（合理的配慮）
- ⑤療育、防災、防犯、司法手続き等を追加
- ⑥障害者政策委員会の設置
- ⑦都道府県における合議制の機関
(障害者政策実施の監視機能)

平成23（2011）年8月に施行

障害者差別解消法

- ①障害に基づく差別
(不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供)
- ②行政の義務
- ③事業者の努力義務
(雇用については障害者雇用促進法の定めによる)
- ④行政措置（主務大臣による報告の徴収、助言、指導、勧告）
- ⑤啓発活動
- ⑥情報収集
- ⑦障害者差別解消支援地域協議会

平成28（2016）年4月に施行

障害者総合支援法

- ①利用者負担を応能負担に
- ②障害者の範囲の見直し
- ③相談支援の充実
- ④障害児支援の強化（施設の一元化、放課後等サービスの創設、在園期間の延長措置の見直し等）
- ⑤地域における自立した生活のための支援の充実
(グループホーム等助成の創設、柔道視覚障害者移動支援)

意思疎通支援事業の整備

平成25（2013）年4月に施行

障害者総合支援法の意味疎通支援の内容

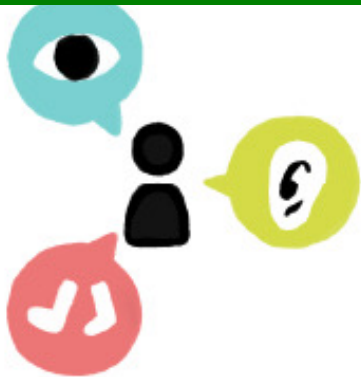
※地域生活支援事業の必須事業として実施するものを整理している。

		手話通訳	要約筆記	触手話及び指点字
養成	市町村 【意思疎通支援を行う者の養成】	手話奉仕員の養成	—	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成】	手話通訳者の養成	要約筆記者の養成	盲ろう者向け※1 通訳・介助員の養成
設置	市町村 【意思疎通支援を行う者の設置】	手話通訳者の設置 (手話通訳士を含む)	※2	※2
	都道府県	—	—	—
派遣	市町村 【意思疎通支援を行う者の派遣】	手話通訳者の派遣 (手話通訳士を含む)	要約筆記者の派遣	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣】	・複数市町村の住民が参加する障害者団体の会議 ・市町村が派遣できない場合 などへの派遣を想定。		盲ろう者向け 通訳・介助員の派遣
連絡調整	都道府県 【派遣に係る市町村相互間の連絡調整】	A市在住の者が同都道府県B市(又は他都道府県C市)に出向く場合などにおいて、都道府県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定。		—

(※1)盲ろう者向け通訳・介助員の養成については、現在、盲ろう者向け通訳・介助員の養成加算を検討中であり、年度末までにお示しすることとしている。

(※2)意思疎通支援を行う者の設置については、手話通訳者の設置が望ましいが、要約筆記、触手話及び指点字等を行う支援者等の設置についても必要に応じて設置すれば、必須事業を実施したものとして取り扱われる。

障害者による文化芸術活動の 推進に関する法律



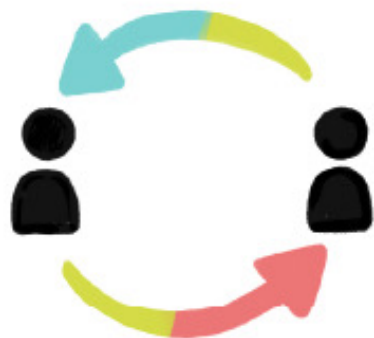
鑑賞の機会の
拡大



創造の機会の
拡大



発表の機会の
拡大



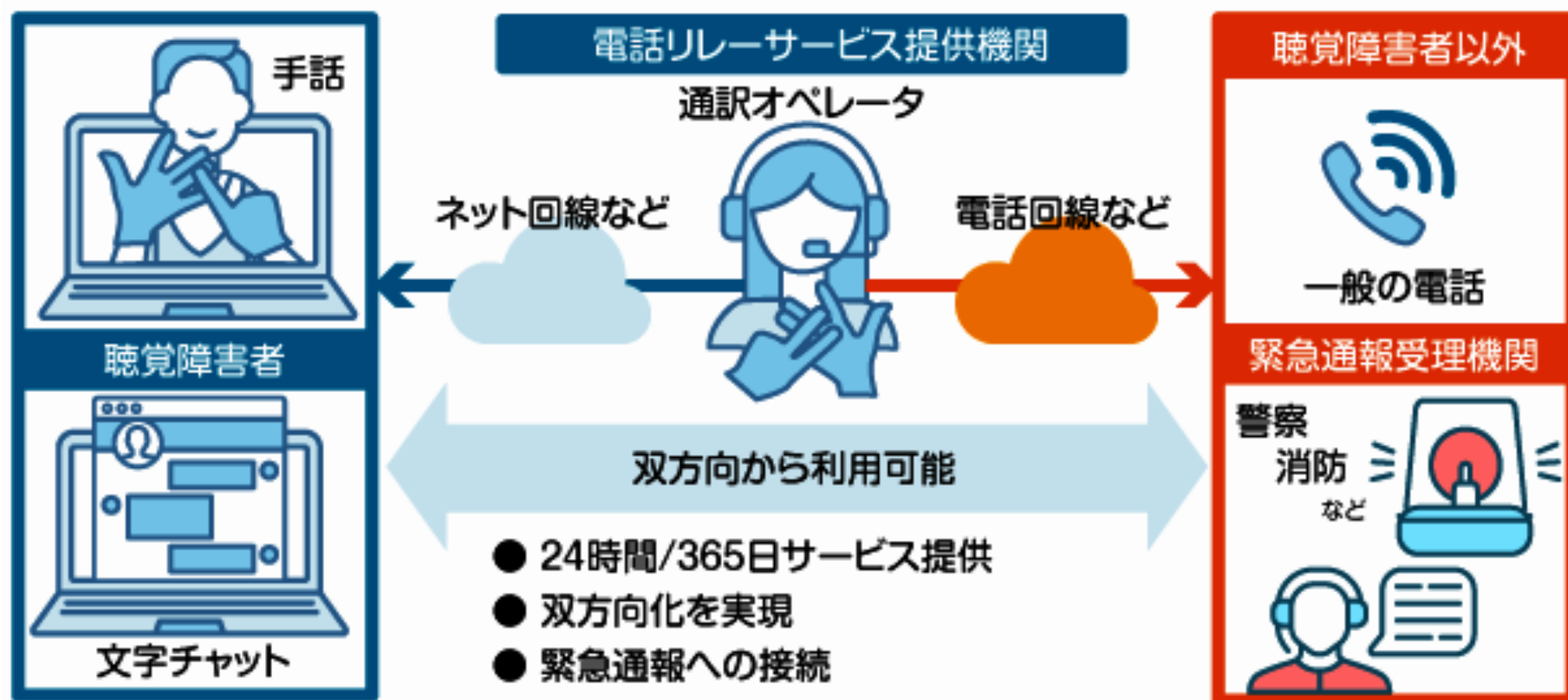
交流の促進



サポート体制の
整備

(2018年公布・施行)

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律 電話リレーサービス(2021年7月施行)



一般の方・企業への認知度がまだ低いのが課題

(国) 手話施策推進法と情報・コミュニケーション法

障害者情報アクセシビリティ・
コミュニケーション施策推進法

手話施策推進法

障害者の完全な社会参加の実現

読む
権利

書く
権利

聞く
権利

話す
権利

見る
権利

ろう者・難聴者・中途失聴者・盲者・弱視者・知的障害者・精神障害者・発達障害者等の情報アクセス保障やコミュニケーション手段の選択の機会保障

2022年5月25日
施行

放送
通信
交通
建物利用
災害防災
映像文化
活字文化
地域社会
医療・保健・
介護
教育・療育
労働・雇用
住居
(住まい)
相談
スポーツ
芸術
政治参加
司法

手話使用者の完全な社会参加の実現

手話を
獲得

手話で
学ぶ

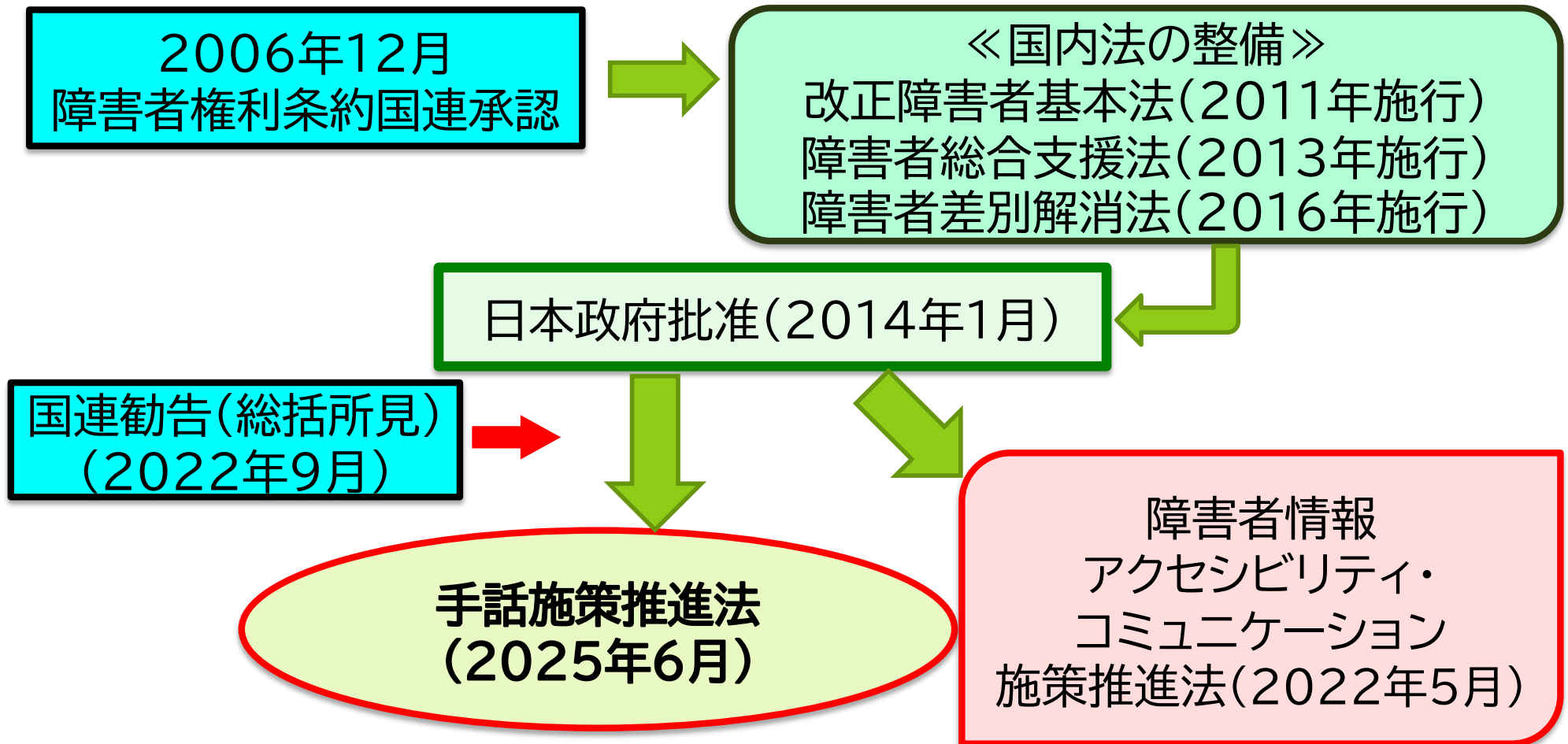
手話を
守る

手話を
使う

手話を
学ぶ

2025年6月18日
施行

障害者権利条約採択からこれまでの流れ



障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法

1 新法の概要

目的（第1条）

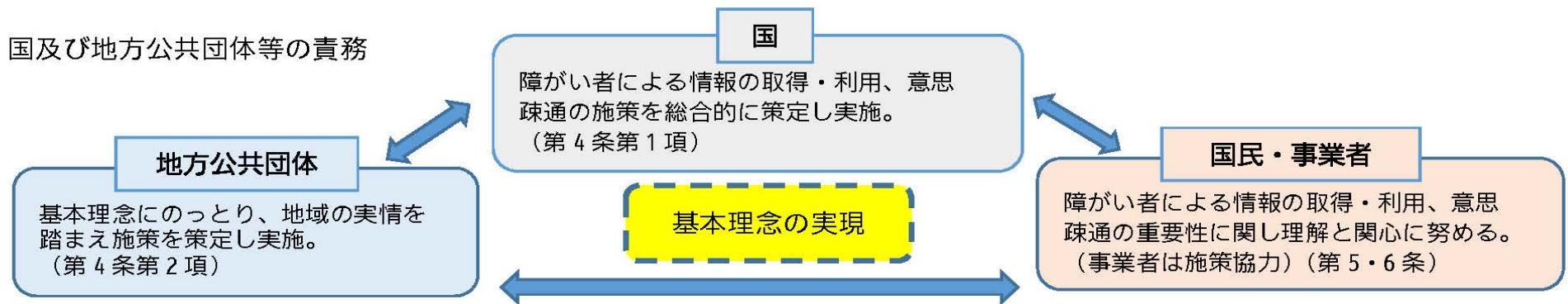
全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要
⇒ 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

基本理念（第3条）

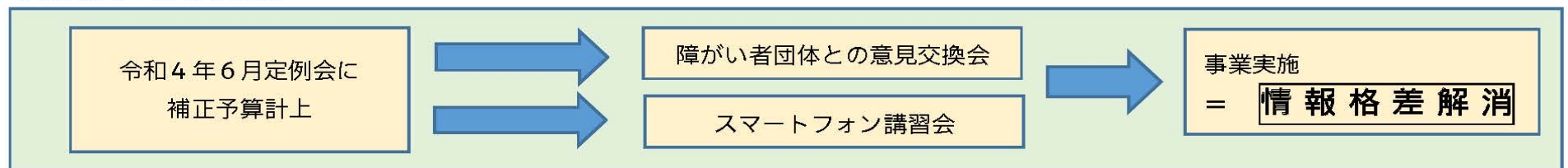
障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

2 国及び地方公共団体等の責務



3 今後の具体的取り組み



手話施策推進法

<https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20250625-shuwa-shisaku-horitsu-gaiyo.pdf>

手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）概要 （令和7年法律第78号）	
目的（1条）	手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段 手話に関する施策を総合的に推進
基本理念（2条）	2025（令和7）年11月 日本でデジタルインク開議
① 手話の習得・使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話が必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるときに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする	
② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、 手話文化の保存・継承・発展 が図られるようにする	
③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、 手話に関する国民の理解と関心 を深めるようにする	
国・地方公共団体の責務（3条）	国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する
基本的施策（6条～18条）	
① 手話が必要とする子どもの手話の習得の支援（6条）	⑦ 手話文化の保存・継承・発展（12条）
○子ども・保護者に対する手話に関する情報提供等	○文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組
○乳幼児期における子どもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動における子どもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供	○国民の理解と関心の増進（13条）
○保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等	○手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
② 学校における手話による教育等（7条）	○学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノフハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供
○手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供	⑧ 手話の日（14条）
○手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施	○9月23日を「手話の日」とする
○手話を使用する子どもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備	⑩ 人材の確保等（15条）
③ 大学等における配慮（8条）	○手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成、資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保
○手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進	⑪ 調査研究の推進等（16条）
④ 職場における環境の整備（9条）	○手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
○手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供等	○手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先進的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進、成果の普及
⑤ 地域における生活環境の整備等（10条）	⑫ 国際交流の推進（17条）
○地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備	○手話を使用する者の国際的交流の支援
○災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供	○手話文化に関する情報交換等の活動の支援
⑥ その他の手話の習得の支援（11条）	⑬ 手話を使用する者等の意見の反映（18条）
○手話が必要とする中途失聴者等手話が必要とする者に対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等	
○障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画（いずれも障害者基本法に基づき策定）への反映（4条）	
○手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（5条）	
○施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則2項）	

※施行期日：令和7年6月25日



- ・全18条、附則による構成
- ・障害者基本法に基づき「手話」と記載
- ・障害者基本法第3条第3号(「言語(手話を含む。)」)を踏まえ、法律に「手話の定義」等は記載しない
- ・「聴覚障害者」ではなく「手話を必要とする者／手話を使用する者」で統一

- ・手話は、使用する者にとっては言語である。
- ・国や自治体は手話に関する施策を総合的に推進する。→具体的には
- ・手話を必要とする子どもの習得支援
- ・手話の知識や技術を持つ人材の育成
- ・手話を使える職場環境を整備するための情報提供
- ・手話文化の保存と継承
- ・災害時の情報取得について手話による情報提供のための施策の明記
- ・手話の日の制定(9/23)

手話言語条例と 手話施策推進法案の比較

手話言語条例

- ・手話の獲得・学ぶ機会の確保
- ・手話を用いた情報発信等
- ・手話通訳者等の確保・養成
- ・ろう学校における手話教育の推進
- ・地域の学校での手話学習の推進
- ・相談支援等の拠点支援等
- ・手話の理解と普及
- ・意思疎通支援の施策推進等

手話施策推進法案(国)

- ・手話の習得及び使用に関する施策
- ・手話文化の保存、継承及び発展に関する施策
- ・手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策

☆主な対象:手話を必要とする者及び手話を使用する者
(社会モデル的)

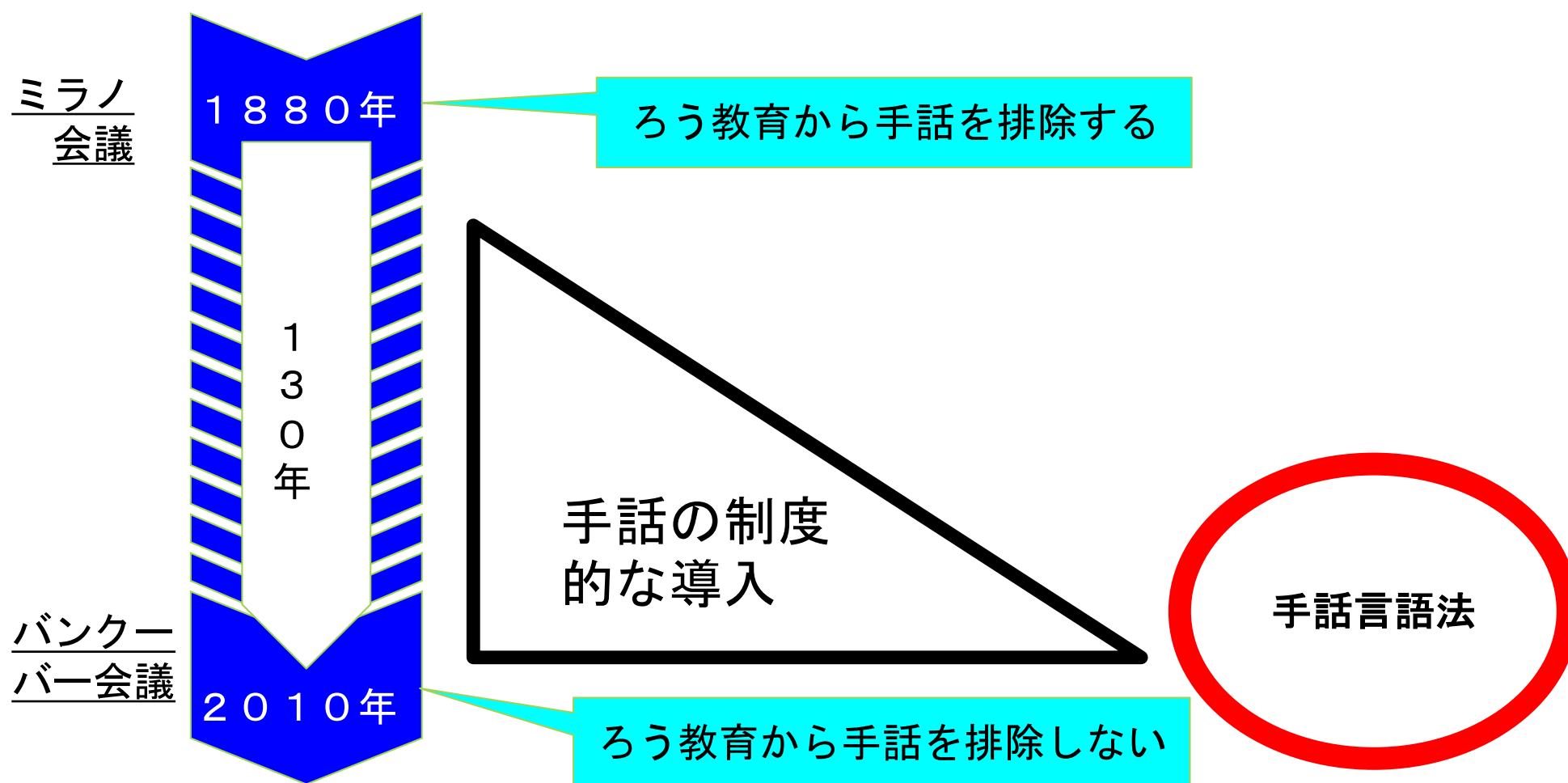
8. そしてこれから

①障害者権利条約の思想

◎障害者権利条約は、「医学モデル」を排し、「**社会モデル**」を採用

◎この「**社会モデル**」は、あらゆる社会的、文化的、言語的、制度的に障壁となるものを排除する考えである
(文化モデル、言語モデル等を包含する思想である)

②ろう教育における手話の大切さ



③デフリンピックのレガシー

日本で初開催された東京2025デフリンピックは、目標を大幅に上回る約28万人の観客を動員し、障害の有無にかかわらず誰もが個性を活かせる「共生社会の実現」へ向けた大きなレガシー（遺産）を遺した。

2025年後半に行われた東京都の調査では、都民における認知度が73.1%

一過性のイベントに終わらせず、
日常の社会変革につなげる



デフリンピックのレガシー

1. 情報バリアフリーとユニカ (UC) 技術の街中実装

2. 「心のバリアフリー」と意識のアップデート

想像して行動するホスピタリティマインド

3. 次世代への教育 (未来へつながるプログラム)

デフアスリートの学校派遣: 「未来へつながるプログラム」を展開＋共生社会への種まき: デフスポーツや手話言語に直接触れる機会を創出し、日常の教育現場から共生社会の認識を高める取り組み

4. 地域パラスポーツ環境の充実

誰もが楽しめる環境整備: 大会を契機として、障害の種別や有無に関わらず、身近な地域でいつでもパラスポーツに取り組めるようなバリアフリー対応の施設整備や機会の創出を推進

④優生思想をなくしていくこと

- 生まれつき「優秀な人」と「劣った人」がおり、「優秀な人」の子孫を残すことを奨励し、「劣った人」の子孫を残すことを防ぐことで、人間の集団の改良を図る。
- ◎ その判断自体に、当時の人種や障害に対する偏見・差別が反映されていた。
- ◎ 優生保護法（1948年）は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」として、優生手術と人工妊娠中絶を規定した。きこえない人は32県170人いることが判明している。
- ◎ 国に賠償請求訴訟が行われ、2024年7月3日に最高裁で勝訴。

最高裁 「旧優生保護法は憲法違反」 初めての判断



NHKニュース(2024年7月3日 19時)より

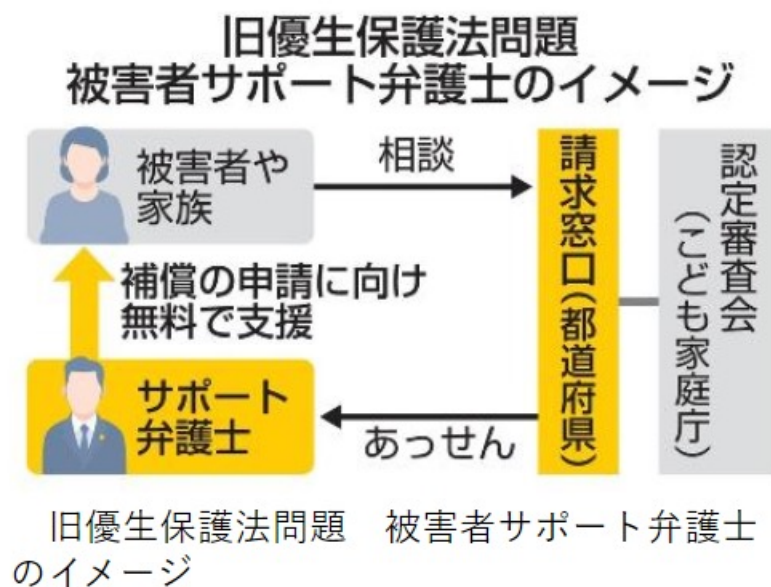
最高裁判決から国の動き

2024年 7月3日 最高裁判決
7月17日 岸田首相 原告に謝罪
7月29日 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の
実現に向けた対策推進本部 開催
8月2日 小泉法相 原告に謝罪
9月13日 和解の合意書に調印
9月30日 基本合意書に調印
10月8日 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者
等に対する補償金等の支給等に関する法律」(以下:
補償法)が成立
10月17日 補償法公布
11月15日 名古屋夫婦の裁判で和解 一連裁判すべて終結
2025年 1月17日 補償法施行

1人でも多くの被害者に補償の手を届ける

● 補償法によるサポート弁護士制度

北国新聞HPより 2024/11/21



旧優生保護法（1948～96年）下の強制不妊手術を巡る補償法について、1人でも多く補償を受けられるようにするため、都道府県の請求窓口を訪れた被害者や家族を、弁護士が無料でサポートする新制度が創設されることが21日、関係者への取材で分かった。法施行日の来年1月17日の開始に向けた動きが本格化、各地の弁護士会に告知が始まっている。

●【母子保健対策関係令和6年度補正予算】

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等 878億円

● こども家庭庁からの謝罪と補償法の新聞広告

⑤様々な障壁は建設的対話で解消を

「合理的配慮」 英語の翻訳による誤解

合理的**配慮**＝気遣いや心配り

という誤解が多く見られる。

合理的配慮＝合理的**調整**や
合理的**変更**と
理解していく。

様々な人の制約の解消にはなかなか理解されないこと、予算等の問題、相反する内容もある。調整が必要。

⑥大切にしたい2つのメッセージ

私たちのことを、

私たち抜きに決めないで

Nothing About Us Without Us

(内閣府・障害者権利条約)

みんなちがって、みんないい

(金子みすゞ)

だれもが住みやすい

世田谷にしていくために

理解と連帯が必要



専門コースの皆さんに

共生社会へのナビゲーター・

先導者の役割を期待！